

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和6年  
4月1日  
(月曜日)

## 目次

○訓令  
山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令(人事課).....



### 山口県訓令第六号

庁 中 一 般  
 各 出 先 機 関  
 会 計 管 理 局  
 山 口 県 教 育 庁  
 各 教 育 機 関  
 山 口 県 警 察 本 部  
 各 警 察 署  
 山 口 県 議 会 事 務 局  
 山 口 県 監 査 委 員 会 事 務 局  
 山 口 県 人 事 委 員 会 事 務 局  
 山 口 県 労 働 委 員 会 事 務 局

山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年四月一日

山口県知事 村岡嗣政

### 山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令

山口県事務決裁規程(昭和四十四年山口県訓令第四号)の一部を次のように改正する。

第七条第五項を削る。

別表第二の10の項中「山口県菅野ダム管理事務所」を「山口県菅野・平瀬ダム統合管理事務所」に改め、同表の17の項の(9)中「(8)」を「(10)」に改め、同項中(9)を(11)とし、同項の(9)中「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策等」に改め、同項中(8)を(10)とし、(7)を(9)とし、同項の(9)中「、第2項」を「第3項」に改め、同項中(6)を(8)とし、(3)から(5)までを削り、(2)を(7)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 特定新型インフルエンザ等対策の代行等(法第26条の2第2項、第3項)		○						
(3) 他の都道府県知事に対する応援又は応援の要求(法第26条の3第1項)		○						
(4) 特定新型インフルエンザ等対策の実施のための事務の委託(法第26条の5)		○						
(5) 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示の要請(法第31条の6第6項)			○					
(6) 感染を防止するための協力要請等(法第31条の8第1項-第3項、第45条第1項-第3項)				○				

別表第三の2の表中山間地域づくり推進課の部3の項の(1)中「第8項」を「第11項」に改め、別表第三の3の表男女共同参画課の部2の項を次のように改める。

2 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号。以下この項において「法」とする。)の施行に関する事務	(1) 県の基本計画の策定等(法第8条第1項、第4項)	○						
---	-----------------------------	---	--	--	--	--	--	--

別表第三の3の表自然保護課の部3の項の(3)中「(33)」を「(38)」に改め、同項中(34)を(39)とし、(33)を(38)とし、(32)を(37)とし、同項の(31)中「国定公園の公園事業」を「国定公園事業」に改め、同項中(24)から(31)までを(29)から(36)までとし、(29)の前に次のように加える。

27 自然体験活動促進計画の申請又は認定 (法第42条の4第1項、第3項)								
28 自然体験活動促進計画の認定の取消 (法第42条の6第1項)								

別表第三の3の表自然保護課の部3の項中23を28とし、10から22までを23から25までとし、23の前に次のように加える。

11 協議会の組織 (法第16条の2第1項、第42条の2第1項)								
12 利用拠点整備改善計画の申請 (法第16条の3第1項)								

別表第三の3の表自然保護課の部3の項中9を10とし、同項の8中「国定公園に関する公園事業」を「国定公園事業」に改め、同項中8を9とし、7の次に次のように加える。

8 協議会への通知 (法第8条の2第4項、第9条の2第3項)								
--------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第三の3の表自然保護課の部4の項の14中「13」を「18」に改め、同項中14を15とし、9から13までを14から18までとし、14の前に次のように加える。

12 自然体験活動促進計画の申請又は認定 (条例第18条の8第1項、第3項)								
13 自然体験活動促進計画の認定の取消 (条例第18条の10第1項)								

別表第三の3の表自然保護課の部4の項中8を11とし、4から7までを7から10までとし、7の前に次のように加える。

5 利用拠点整備改善計画の申請又は認定 (条例第8条の8第1項、第4項)								
6 利用拠点整備改善計画の認定の取消 (条例第8条の10第1項)								

別表第三の3の表自然保護課の部4の項の3中「第7条の2第1項」を「第7条の3第1項」に改め、同項中3を4とし、2の次に次のように加える。

3 協議会への通知 (条例第7条の2第2項、第7条の4第2項)								
---------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第三の4の表健康増進課の部9の項の11中、「変更等」を「又は変更」に改め、「第6項」を「6」に改め、同項の11中「第32条第1項、第2項、第36条第3項」を「第32条、第36条第4項」に改め、同項の11中「第36条第3項」を「第36条第4項」に改め、同項の11中「11」を「24」に改め、同項中11を24とし、15の前に次のように加える。

19 健康状態についての報告の求めの実施に係る委託 (法第44条の3第4項、第5項)								
20 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者の医療費の負担の決定 (法第44条の3の2第1項)								保健所
21 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者の療養費の支給の決定 (法第44条の3の3第1項)								保健所
22 他の都道府県知事又は厚生労働大臣への応援等の要請 (法第44条の4の2第1項-第3項、第51条の2第1項-第3項)								
23 新感染症外出自粛対象者の医療費の負担の決定 (法第50条の3第1項)								保健所
24 新感染症外出自粛対象者の療養費の支給の決定 (法第50条の4第1項)								保健所

別表第三の4の表健康増進課の部9の項中11を12とし、11を12とし、同項の12中「第7項、第9項」を「第9項、第11項」に改め、同項中12を13とし、12の次に次のように加える。

7 公的医療機関等並びに地域医療支援病院及び特定機能病院の医療の提供の業務等に係る通知 (法第36条の2第1項)								
8 医療措置協定の締結 (法第36条の3第1項)								
9 公的医療機関等又は医療機関の管理者に対する指示等 (法第36条の4)								
10 検査等措置協定の締結 (法第36条の6第1項)								
11 病原体等の検査を行っている機関等の管理者に対する指示等 (法第36条の7)								
12 社会保険診療報酬支払基金等への事務の委託 (法第36条の9第2項、第36								



(2) 設計単価表及び歩掛表の提出（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第6条第2項）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

別表第三の 8 の表建築基準法第 10 条の 2 の 中「建築主事」や「建築主事及び建築副主事」及び「第 4 条第 7 項」や「第 4 条第 9 項」及び「第 29 条」の 中「建築主事」や「建築主事又は建築副主事」及び「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」や「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」及び「回覧の 2 の 中「建築主事」や「建築主事又は建築副主事」及び「回覧の 2 の 中」について定める。

// 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第91号。以下「法」という。）の施行に関する事務	(1) 宅地造成等工事規制区域の指定等（法第10条第1項、第2項）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 特定盛土等規制区域の指定等（法第26条第1項、第2項）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 造成宅地防災区域の指定の解除（宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第91号）以下この項において「旧法」という。）第20条第2項）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 防災措置の勧告（旧法第21条第2項）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 改善命令（旧法第22条第1項、第2項）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) (1)から(5)までに掲げる事項以外の法の施行に関する事務	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表第三の 3 の表自然保護課の部 4 の項の改正規定は、同年六月一日から施行する。